

令和4年9月1日

お客さま各位

豊田信用金庫

一定金額未満の普通預金口座等の解約手続きの簡素化について

ー口座解約手続き時における「印鑑不要化」の取扱い開始ー

平素より豊田信用金庫をご利用いただきありがとうございます。

当金庫では、お客さまの利便性向上のため、個人（個人事業主含む）のお客さまを対象に、一定の条件を満たす普通預金口座等の解約手続きを下記の通り簡素化いたしますのでお知らせします。

当金庫は今後もお客さまへの一層のサービス向上に努めてまいります。

記

1. 取扱開始日 令和4年10月3日（月）

2. 取扱内容

下表の条件を満たす場合は、解約手続きにおける所定の書類への『お届け印の押印を不要』とします。

対象となるお客さま	個人（個人事業主含む）のお客さま ※ご本人様がお来店される場合に限りです。
対象となる口座	残高1万円未満の普通預金口座（総合口座・無利息型を含む）、 " 貯蓄預金口座 " 納税準備預金口座 ※通帳レス口座は対象外となります。 ※お取引の内容により一部対象外となる場合があります。
ご提示いただく書類	①顔写真付き本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等） ②該当口座の通帳 ③キャッシュカード

3. 取扱店舗

該当口座を作成された店舗の窓口でお取扱いします。（※インターネット支店を除く。）

ご不明な点は、下記お問い合わせ先またはお取引店までお問い合わせください。

<本件に関するお問い合わせ先>

豊田信用金庫 営業統括部

【電話番号】0565 - 36 - 1380

【受付時間】月曜日～金曜日 9：00～17：00（土日祝日、12月31日～1月3日を除く）

以上